

学位規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 学位規程

平成 22 年 2 月 2 日

大学規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項の規程に基づき、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学士の学位の授与)

第 4 条 学長は、学士の学位の授与を決定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

(専攻分野の名称)

第 5 条 学士の学位を授与するに当たっては、次に定める名称を付記するものとする。

学士（リハビリテーション学）

(学位の名称を使用する場合の条件)

第 6 条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「大阪河崎リハビリテーション大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 7 条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の名誉を汚辱する行為があったとき、学長は教授会に諮り、既に与えた学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(卒業証書・学位記の様式)

第 8 条 卒業証書・学位記の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学位に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月2日から施行する。

附 則（平成28年8月2日大学規程第16号）

この規程は、平成28年8月2日から施行する。

附 則（平成31年3月25日大学規程第33号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（様式の大きさは、日本工業規格A4縦型）

割
印

理（・作・言）第 号

卒業証書・学位記

大学印

氏名
年月日 生

あなたは本学リハビリテーション学部 学専攻所定の課程を修
めて本学を卒業したこと認め学士（リハビリテーション学）の学位を
授与する

年月日

大阪河崎リハビリテーション大学
学長 ○ ○ ○ ○

学長印

本学校章透かし入り